

こども口座通帳 いろえんぴつ 追加規定

筑邦銀行

《追加規定の適用範囲》

1. この追加規定は、こども口座通帳取引に適用されます。
2. この追加規定は、以下の取引を定めるものです。
 - A. 総合口座取引規定 1（総合口座取引）(1) ③を次のように変更します。

第2号の定期預金を担保とする当座貸越は利用できません。
 - B. 総合口座取引規定 6（当座貸越）、7（貸越金の担保）、8（貸越金利息等）については適用しません。
3. この追加規定は、総合口座取引規定（以下、「原規定」といいます。）の一部を構成するとともに原規定と一体として取扱われるものとし、この追加規定に定めがある事項はこの追加規定が適用され、この追加規定に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとします。

以上

(2020年4月現在)